

**指定居宅介護支援事業所
ケアプラン オレンジ重要事項説明書**

1 法人の概要

名称	医療法人 浩成会
代表者役職 氏名	理事長 児玉 浩志
所在地	滋賀県長浜市内保町 1033番地
電話	0749-74-2011

2 事業者の概要

名称	ケアプランオレンジ
所在地	滋賀県長浜市内保町 1033番地
電話	0749-74-9011
事業所指定番号	2570301412

3 事業者の特徴等

目的 当事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者や家族の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう連絡調整、その他の便宜を提供します。

運営方針 事業者は、以下の方針に則りケアマネジメントを提供します。

- (1) 利用者の居宅における自立した日常生活を可能な限り実現します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重します。
- (3) 利用者の選択に基づき、保険・医療・福祉サービスが提供されるよう公正中立な立場で調整します。
- (4) 行政機関や他の居宅サービス事業所と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 職員体制

管理者	1名（常勤） 業務の実施状況の把握及び職員の勤務状況等を管理し、従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
介護支援専門員	2名 要介護者の相談に応じ、要介護者等がその心身の状況に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町、サービス事業所等との連絡調整等を行う。

5 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (祝日・8/14～8/16・12/30～1/3を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

6 地域包括支援センター等との連携

支援困難事例について、地域ケア会議への参加や各種の情報交換を行うなど、地域包括支援センター及び関係機関との連携を取り適切で良質なケアマネジメントを提供します。

7 ケアマネジメントの内容及び提供方法

	ケアマネジメントの内容	提供方法
1	居宅サービス計画の作成	利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談し解決すべき課題を把握し、居宅サービス計画原案の作成、同意を得ます。利用者はサービス利用にあたり、複数の事業所の紹介を求めることができます。また計画に位置付けた事業所の選定理由の説明を求めることができます。なお、当事業者の居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は別紙1の通り。
2	各サービス提供者との調整 (サービス担当者会議等)	各サービス利用に関する事業所との調整を図ります。サービス担当者会議を開催し、専門的な見地からの情報を求め、原案に基づくサービス計画を作成し、同意を得ます。
3	サービスの実施状況及び課題の把握 (モニタリング)	月に1回(情報通信機器を活用した場合は2カ月に1回)以上介護支援専門員が居宅を訪問しサービス状況を把握します。少なくとも月に1回はモニタリング結果の記録を行います。
4	給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、またサービスが計画通りに提供されたかなどを確認して給付管理を行います。
5	要介護認定の協力・援助	利用者が要介護認定の変更や更新認定を受ける際に申請の代行やその他必要な援助を行います。
6	利用者からの相談・対応	介護保険や介護に関する相談援助を行います。
7	医療との連携	主治医および医療機関との連携を図ります。また、入院時や退院時においても入院先の医療機関と必要な情報の共有を行います。 利用者が入院される際には、入院先の医療機関に「担当介護支援専門員」の氏名および連絡先をお伝えください。

※加算についての説明と料金は別紙2参照

※交通費は通常の事業の地域を超えた時点から交通費の実費をお支払いいただきます。

自動車の場合、片道5キロ以上から一律300円

交通費の支払いを受ける場合、事前に文書で同意を得るものとします。

8 サービスの通常の事業の実施地域

長浜市(旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町を除く)

9 介護支援専門員の変更

変更を希望される場合はお申し出ください。

10 解約

- ① 利用者は当事業者に対し、解約する日までに書面によりお申し出いただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院などやむを得ない場合はこの限りではありません。
- ② 当事業者は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日1カ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することができます。この場合、当事業者は他の居宅介護支援事業所の情報をお伝えするなど、利用者が滞りなく介護保険サービスを受けることができるよう手配します。

11 サービスの終了

- ① 利用者のご都合でいつでも解約できます。
- ② 自動終了
利用者が介護保険施設に入所した場合。
利用者の要介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合。
利用者が亡くなられた場合。
- ③ その他
利用者や家族などが、当事業者や当事業者の介護支援専門員などに対して本契約の継続をしがたいほどの不信行為などを行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

12 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談・苦情を受ける窓口を設置し、ケアマネジメント及びサービス事業所に関わる利用者の要望・苦情に対し迅速に対応します。

解決に向けた調査を実施、改善措置を講じたうえ利用者及び家族へ説明します。

※サービス相談窓口

ケアマネジメント等に関する相談、要望、苦情などは下記窓口まで申し出ください。

★ ケアプランオレンジ 担当者：池田大助 電話 0749-74-9011 受付時間 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30
★ 長浜市介護保険課 電話 0749-65-8252 受付時間 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15
★ 滋賀県国民健康保険団体連合会 電話 077-522-0065 受付時間 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

1 3 ハラスメント対応

事業者は、利用者及び家族等による介護支援専門員へのハラスメントがあった場合、規定に則り必要な措置を講じるものとします。

1 4 事故発生時の対応

- ① 事業者は、利用者に事故が発生した場合は速やかに利用者の家族及び関係機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び実際にとった処置を記録し保存します。
- ③ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

1 5 個人情報の保護

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び個人情報を使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、秘密を保持する義務は、サービス提供契約の終了後や従業者の退職後においても継続します。秘密を保持する義務にあたっては、従業者との雇用契約内容に定めるものとします。
- ③ 事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を使用する場合、利用者から予め文書で同意を得るものとし、利用者の家族の個人情報を使用する場合にも、予め文書で同意を得るものとします。

1 6 人権擁護 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のための担当者を設置し、虐待の防止のための指針の整備や研修の機会を確保します。

1 7 非常災害対策

事業者は、非常災害対策として利用者及び家族へ必要な助言支援等を行います。また、自然災害や感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定します。

1 8 研修体制

事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図るため研修の機会を設け、研修実施を担保する業務体制を整備します。

- (附則) この規定は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 12 月 16 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 1 月 16 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

利用者又は家族に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 滋賀県長浜市内保町 1 0 3 3 番地
名 称 居宅介護支援事業所 ケアプランオレンジ

管理者 _____

説 明 者 職 介護支援専門員

氏 名 _____

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代筆者 氏 名 _____ (続柄 _____)

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

別紙 1

当事業者のサービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（前 6 か月間：2024 年 9 月～2025 年 2 月）

① 前 6 か月間に作成したサービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各サービス割合

訪問介護	34.8%
通所介護	21.2%
地域密着型通所介護	11.7%
福祉用具貸与	82.1%

② 前 6 か月間に作成したサービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	株式会社 スタッフシュウエイ 35.7%	株式会社 オリタ 32.6%	田中ケアサービス株式会社 12.6%
通所介護	長浜市社会福祉協議会 41.3%	社会福祉法人グロー 株式会社ウェッジケア 13.7%	社会福祉法人大樹会 特定非営利活動法人 湖ねっと 株式会社リハぷらす 10.3%
地域密着型 通所介護	特定非営利活動法人 湖ねっと 50.0%	社会福祉法人グロー 合同会社リハマネジ メント湯本 18.7%	特定非営利活動法人 とらごぜん 12.5%
福祉用具貸与	株式会社 ライフ 18.3%	株式会社 宇津木 16.5%	株式会社 リーフ 15.6%

利用料及び加算

要介護区分		料金	
要介護1・2		11,088円	※利用料は介護報酬告示上の額とし法定代理人の場合、利用者の負担はありません。 (全額介護保険により負担されます) ※利用者が以前に保険料の滞納がある場合、利用者より料金をいただき当事業者が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。 ※厚生労働大臣が定める対象地域に居住するご利用者に対しサービスを行った場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)を算定。
要介護3・4・5		14,406円	
	加算	加算額	内容・回数等
要介護度による区分なし	初回加算	3,063円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	通院時情報連携加算	510円	通院の際、介護支援専門員が同席し、情報連携を行った場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,552円	入院した日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,042円	入院翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,594円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,126円	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,126円	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,657円	
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,189円	
	ターミナルマネジメント加算	4,084円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	